

第7回会合 雇用・就労TF 議事録

1. 日 時 平成19年9月14日(金) 12:04~12:58
2. 場 所 永田町合同庁舎2階 第2共用会議室
3. テーマ 雇用労働市場における保育士資格受験要件の影響等について
4. 出席者 株式会社パソナ 執行役員 山口徳喜氏
株式会社パソナフォスター 代表取締役社長 長畑久美子氏
規制改革会議 八田主査、白石委員
規制改革推進室 関参事官、田島室参事

5. 議 事

○八田主査

それでは、定刻になりましたので始めさせていただきますと思います。

当会合は、規制改革会議の再チャレンジWG、雇用・就労TFの第7回会合ということになります。

本日は、パソナさんから雇用労働市場における保育士の資格受験要件の影響について、お話を伺うことになっております。

私は主査を務めております八田でございます、こちらは白石委員でございます。

最初に30分ほどお話をいただいて、残りの時間を質疑応答にあてたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○山口氏

私は山口と申します。人材派遣の株式会社パソナで法務コンプライアンス部長をしております。

こちらはパソナフォスター社長の長畑でございます、パソナフォスターは、保育所の運営をしているパソナグループの関連会社でございます。

本日は、お手元の資料に従いまして先に御説明をさせていただきます。

それでは、1番目で「はじめに」というところですが、保育問題との係わりについてはここに書いてありますように、当社は約60万人の人材派遣の登録スタッフを抱えておりまして、そのうち1ヶ月以上の長期の仕事に就いているものは月平均5万人ほどでございます。あとは、性別からいきますと9割方が女性でございます。一回会社に入られましてお勤めをされて、何らかの事情でお辞めになって、それから人材派遣で働きたいということで多くの女性の方が登録をされていらっしゃると思います。

残念ながら結婚とか出産とかという機会、その後せっかく登録していただきながらお仕事に就けないという方もたくさんいらっしゃいます。日ごろからそういう方たちの御意見を聞いて、なかなか子どもを預ける場がないであるとか、あるいは自宅の近くで勤務できる仕事があれば是非仕事をしたいということで、そういうやり取りが頻繁にございます。

そういうことで、今回、保育に関わる規制緩和を御提案申し上げたいと考えた次第でございます。

次に「保育をめぐる問題～保護者の立場から～」ということで、先ほど言いましたように当社の登録派遣社員は9割方が女性でございますが、その人たちから、仕事をしたいんだけど、なかなか預けるところがないであるとか、あるいは預けるに当たっては雇用の証明が必要である。仕事をしたいんだけど、先に雇用の証明がないと預けることができないであるとかということをよく聞いております。細かいことはここにも書いてありますけれども、そういう状況、背景がございます。

次のページでございますけれども、当社に登録にいらっしゃる方の中には保母さん、以前保育所で働いていたという方もいらっしゃいます。パソナは主に事務系の派遣が多いわけなんですけれども、保母の仕事を辞めてどうしてそういう仕事を希望するのか。いろいろと肉体的にしんどいというような声もよく聞きます。なかなか事務関係の経験がない方というのは、我々としてもご案内する仕事を相当吟味しないといけないわけなんですけれども、せっかく保育の資格を持ちながら保育関係の仕事から離れていかれる方が相当登録者にもいらっしゃるという状況があります。労働条件の問題が一つの課題かと感じております。

次のページは「保育をめぐる問題～保育士希望者の立場から～」ということで、一方、子どもを預けてパソナで人材派遣の仕事をやりたいという方もいらっしゃいますけれども、もう少し高い年齢の方、30代、40代くらいの方になりましたら、子育ては一段落ついた。せっかく自分としては非常に有意義な時間を過ごすことができたので、何か社会貢献の一つとしても、是非今までの子育ての経験を役立てたい。パソナから仕事をあっせんしてくれないかというふうな声なども聞きます。

ただ、実際に資格の問題がネックになりまして、なかなか我々としては無資格の人を派遣するということは実際上できないものですから、その点から資格の緩和ということを要望させていただいた次第でございます。

とはいいいましても、次のページに書いてありますけれども、お子さんを預ける保護者の立場からすると、きちんと保育所での保育の経験のある人と、子育てだけの経験の人と、全く同じということになると、一部には安心して預けられないというような声なども聞いております。

そういうことで、今回規制緩和をお願いするわけですが、准保育士といいますが、最初は補助的な仕事になるかもわかりませんが、そういう形での資格をひとつつくっていただいて、その上で保育所で実務経験を積んだ後、正規の保育士としての受験資格を得るというふうな筋道といいますが、そういうルートをつくっていただく。当然、給与関係の問題もありますので、補助金の対象にさせていただきたいということでございます。

○八田主査

補助金というのは、何を……。

○山口氏

給与の関係でございますね。

○長畑氏

認可保育園あるいは認証保育園といった、国あるいは東京都から許可をいただいた保育園に関しましては、補助金という形で運営に対して費用をいただきまして、その中で保育士とか運営費に当てていくんですけども、その費用が公立に比べて少し低いために、やはりどうしても保育士の給与にも影響するところがあります。その補助金自身をもう少しアップすることができれば、給与設定も変わるのではないかとということでございます。

○八田主査

これは准保育士に対する補助金を新設するというのではなくて。

○長畑氏

その点もありますし、できれば今の補助金自体も、今働いている保育士たちにもう少し高くなればモチベーションが上がっていくのかなということもございます。

○八田主査

わかりました。

○山口氏

次のページの「期待される効果」として、こういう保育の仕事に関わりたいという未経験の方への新たな資格を設けていただくことによって、保育現場への人材の供給といった一つの大きなパイプができるのではないかとということでございます。

それと、保育以外の現場、例えば会社勤めとか、そういった実務経験を持った人が保育の現場に入ることはプラスの要素があるのではないかと。我々アンケートを今回取りましたけれども、保育所で働いていらっしゃる方が保育所だけの実務経験しかないがために、なかなか保護者とのコミュニケーションがとりづらいかということもございますので、広くいろいろな仕事を体験している人が保育の現場で働くということはプラスの要素もあるのではないかと考えております。

もう一つが准保育士あるいは保育士、あるいはもう一つ上のレベルであるとか、そういう資格のレベルアップと申しますか、次のレベルアップのルートをつくることによって、せつかく保育の現場で働いた方が長く働き続けられる仕組みをつくることにもつながるのではないかと考えています。

それで、今回まとめのところにも書いてありましたけれども、アンケートを当社の登録社員、それから当社の社員に対して取りました。その資料が、別紙3というものでございます。このアンケートというのは、当社の登録社員に対してお仕事情報など、あるいは研修情報をメールで呼び掛けるわけですけども、そこの登録者、要するにメール配信を希望されていらっしゃる方に今回アンケートを実施いたしました。

その結果なのですが、まず1つ目の質問項目として、高卒の方が保育士の資格を取得する場合に実務経験が必要であるということを知らなかった。当然、保育の経験のない人が多いものですから知らなかったという方が83%ということでございます。

2つ目の質問としては、上記の要件は必要だと思うか。やはり必要だと思うという人が21.7%、必要性を感じないという人が45%、どちらとも言えないという人が33.6%という

結果が出ております。

3つ目の質問として、需要の多い保育士資格取得ですが、早朝勤務や時給が平均 1,200 円くらい、当社の事務関係の派遣は東京地区で 1,600 円台の時給をお支払いしているわけですが、それに比べると現状は余り高くないという条件でございますが、どのような条件であれば保育士として活躍してみたいかという質問をいたしました。このうち、条件が合えば働いてみたいという人が 75.6%、働きたくないという人が 32.4%という状況でございます。

どういう条件であれば働きたいかという内訳がこの表にありますように、フルタイムとして保育士として働きたいという人は意外に少なかったというのが現状です。我々の登録者のうちの約半数が結婚されていらっしゃる女性の方で、当然お子さんもいらっしゃる方が多数いらっしゃいます。そういう方が多いものですから、こういう結果が出たのかなと思います。

パートタイムであれば働きたいという人が 24.4%、仕事に興味があるが労働条件が合わない。例えば給与の問題であるとか、保育の仕事をやりたいけれども労働条件が合わないという人が 20.6%、時給が高ければ働きたいという人が 20%、自宅近くであれば働きたいという人が 6.7%というところでございます。

こういう結果と、自由記入欄の中には保育の資格を取っていらっしゃる方、経験のある方からもアンケートがきているということがわかりまして、自由記入欄の実務経験がないと受験資格がないという条件の必要性を感じないという人からの意見ですけれども、例えば『自分は学童クラブなどの手伝いの経験を生かして保育士の資格を取りたいが、実務経験とは認められずせっかくの機会を生かせない』というふうな意見がございました。

2つ目として、例えば『子育てを終えた方の経験が資格を上回ることは多々あると思う』ということであるとか、あるいは『専攻にフィルターがかかっていないのであれば学歴、例えば短大卒以上であれば実務経験がなくて受験資格があるのに、高卒に限って実務経験が必要だという受験資格というのは説得性に欠けるのではないか』というところでございます。それから、『資格がなくて保育士の実務経験が積めないということは、最初からシャットアウトされているのではないか』というような意見などがございました。

次のページは、項目別に自由記入の意見を分類したものでございます。

1つ目のグループとしては、27件こういう意見があったということで、保育士への教育研修の充実が必要である。研修制度ということですね。

『保育所に入園できないことから、職場復帰をあきらめざるを得ない女性が少なくないので、採用の門戸を広げ、採用後の保育士の育成制度を整備してほしい。』

あるいは、『自分自身子どもを預けて仕事をしているが、平日頃思うのは保育士さんは保育園以外のところでの就業経験のない方が多く、そのため考え方や言動が非常に狭いと感じます。最近では県や市の役所の方や、教員の方が一般企業で働く機会を設けたりしていますが、保育士さんもそういう外部での実習や研修の機会を設け、もう少し視野の広い考え

方をしていただけたらいいと思います。』

次として、『保育士は需要があっても若い人が多く（続けられない実態がある）、キャリア構築できている人が少ない。働きながらステップアップし、キャリアを構築できる環境が必要ではないだろうか。』

次として、『制度として入りやすくする代わりに、その後、実務経験に応じた階層を設けてみてはどうか。准保育士（研修だけで誰でもOK）・第2種保育士であるとか、あるいは第1種保育士にこうやってステップアップしていくということを考えたらどうか。そうすることでやる気も起きるだろうし、新たな働き方の提案もできるのではないか。特に最終段階に至っては独立開業やコンサルティング、保育園経営の管理業務など、幅広く業務を担当させたり、あるいは専門家としての地位を与えることで、もっと身近なところで保育サービスを受けられるようになると思う。』

次に、『子どもを保育所に預けて働いているが、入所を待たされたこともあり、保育士はもっと増やすべきだと思う。子どもの命を預けるので、数だけ急激に増やしても信用できる保育士、保育園が見つかるかどうか不安である。しっかりとした研修制度などを国の援助で受けられるようにするなどした上で保育士、保育所を増やしてほしいということです。』

あとは、次の労働条件のところを若干読み上げさせていただきます。

意見として、『保育士は人の命を預かるという大事な仕事で、手のかかる子どもの相手は本当に大変だと思います。早朝出勤や持ち帰り仕事等で体力的に厳しく、離職率が高いと聞いたことがあります。また待機児童がたくさんいることは出生率にも大きく響くと思うので、是非とも保育士資格の緩和を願いたい。』

『短大にほとんど毎日通って取得した資格、そして命を預かる仕事だというのに時給が低過ぎるのに愕然としてしまいました。そんなわけで、今は事務職として働いています。』

このような意見などがございます。我々が常日ごろ人材派遣の仕事をとおして聞いた意見が、今回アンケートでも改めてこういった形できましたので、是非現状を知っていただきたいということで読み上げさせていただきました。

○長畑氏

私どもがお配りした赤いパンフレットがパソナフォスターのパンフレットになるんですけども、保育園の運営を主とした業務として行っております。

現在、1都3県で10か所ほどの保育所を持っております。そこで直接保育士を雇用して働いていただいているんですけども、やはりどうしても長時間労働といえますか、労働時間が長い。朝7時15分くらいから、今は閉園時間は民間の保育園で19時15分くらいです。それから今、企業内の保育所も持っておりますが、その中におきましては24時間保育のところも、御要望として院内保育、病院の中の保育などがあります。

そういったときに、朝7時過ぎに保育園に行くためには朝5時とか5時半に出て、一日じゅう子どもを抱いて動き回っている関係ですごく体力を使う仕事です。そういう中において、思いをかけてこの仕事に就いても、どうしても長く続けられない。しかも、なかな

かステップアップによって給料も上がっていきにくい環境が今はあります。

その中でより多くの方に、特にシニア層であったり、違う仕事に就いていてもまたそこに戻ってきてくれるような方、そしてそういった方々がある意味でライバルといいますか、切磋琢磨できるような、保育士というのはいいものだという環境をつくっていくためには、少ない人数の中でやるのではなく、より多くそういう資格を持ってもらうことによって子どもの安全あるいは働くお母さんの応援になればいいと思ひまして、今回このようにさせていただきました。

○八田主査

どうもありがとうございました。

私の方から1つだけ質問させていただきたいのは、准保育士という資格を設けたらどうかという御指摘なのですが、今の保育士に要求されている要件で要らないものは何でしょうか。要するに、とりあえずこれだけは必要というものは何ですか。

実は、ここで美容師さん、理容師さんになるための要件が厳し過ぎるので、もっと簡単な資格をつくってはどうかという話があったのですが、そのときに美容院、理容院を経営していらっしゃる方から御指摘のあったのは、とにかく、衛生に関する知識だけは身に付けてもらいたいということでした。

保育士さんの場合、例えばピアノを練習するとか、遊戯のやり方を覚えるとか、いろいろな実地のことがありますね。ここで考えていらっしゃる准保育士として、最低限これは欲しいというのはどういうことでしょうか。

○長畑氏

欲しいのは栄養学であったり、社会福祉、児童福祉といった、そういった項目はどうしても必要だと思っています。社会福祉、児童福祉、それから発達心理学的なものとか保健栄養学的なもの、こういったベーシックなものはやはりどの年齢の方でも知っておいていただきたいことではあるんですが、今おっしゃったようなピアノであるとか、絵画とか美術とか、そういった実技のところもございます。

ここは、年齢の高い方とかが始めるときにはなかなか難しい問題もありますし、ピアノを弾く部分は准保育士ではない方に担当していただいたりなど役割分担で行うことが可能かと思っております。

○八田主査

最初におっしゃった社会福祉というのは、要するに法律面のことですか。

○長畑氏

そうですね。知識として法律の部分とかもあります。

○八田主査

それと、発達心理学と栄養学と、そのくらいですか。

○長畑氏

そういったものは、やはり子どもを育てていく意味において必要かと思ひます。

○八田主査

フルタイムでどのくらいの期間の教育があれば済むとお思いですか。

○長畑氏

今よく通信教育で受けていらっしゃるの、半年くらいかけて皆さん最短コースで学びに行っていて、そして数か月後に試験があって、つまり勉強を始めて1年位で資格を取れるのが最短だと聞いています。

○八田主査

それは、実技は……。

○長畑氏

実技も入れてなんです。

○八田主査

入れてですか。そんなに短いんですか。

○長畑氏

はい。集中して半年くらいでお勉強をされて。

○八田主査

実技を入れて半年なんだから、実技を外したらもっと短くなりますか。

○長畑氏

まず、筆記試験があります。そのあと、数ヶ月後に「ピアノ」、「絵画」などの実技試験がありますので、実技がなければもう少し短くなります。

○八田主査

例えば4か月くらいですか。

○長畑氏

それくらいになっていくのでしょうか。そう多くはないと思うのですが、ただ、苦手と思うことによってそこで避けてしまったり、また合格しないというケースもありますので、期間というよりもテーマとして。

○八田主査

では、これは基本的には通信でいいというふうにお考えですか。学校に行くスクーリングとかそういうものもなくて、基本的にはこれだけのことをある意味で座学で勉強したら大体いいだろうと。

○長畑氏

スクーリング的なものは必要かと思います。今、実務経験がない中卒とか高卒の人に関しましては、2年とか5年というような実務経験を別途必要としているんです。その部分を外してもいいのかなど。違う社会経験においてそこを補えるのかと思います。ただ、保育に関する現場でのスクーリングの時間というものを設けていかないと、本だけでは学べないところがありますので。

○八田主査

そうしたら、通信でよくて、半年で受けられて仮免許が取れて、そして仮免を持った人は安い給料でもって半年くらい実技をしてもらう。そうすると、准保育士の免許が取れる

という感じですか。

○長畑氏

少しそういった部分が、違う社会経験があることで補えるものは期間を短くしてもいいのではないかと考えます。

○白石委員

貴重なお話をありがとうございました。

私の知人も40代後半なんですけれども、通信で保育士を取って最近保育所で働き始めたんです。それで、子育て経験が、相当現場で役立つというふうに彼女自身も実感として申しておりましたし、そういうことを考えれば、まず実務経験をやっっている現場で経験を積んでいただいて保育士になるという道はもっと広げた方が、私も多様な人材の獲得とか、子どもたちにとってもいい影響をもたらすのではないと思うんです。

それで今、児童福祉施設での実務経験、高卒で2年、中卒で5年ということだったんですけれども、児童福祉施設での採用自体が今、非常に少ないですね。だから、これを義務づけていることがもうやるなということで。児童福祉施設で何が求められているかというと、臨床心理士とかもっと高度な専門資格の人たちのニーズが高いわけで、保育士よりもそういう専門職にややシフトしている中で、ここでの実務経験を義務づけている限りは絶対これが参入障壁になっていると思うんです。

これをもう少し、今おっしゃった他の職場でもいいとか、民間企業の保育所でアシスタントとして働いてもいいというふうに少し広げていくこととか、限定型で実務経験を求めているということは相当厳しい。ここが一番のネックではないかと私は思ったんです。

○長畑氏

まさしくそうですね。学校を出て大学、短大の中で受けていけばそういうものは必要のないのに、通信になってしまうとそこを超えなければいけないとなると、意欲があってもそこで萎えてしまう。あるいは、その間の給与保障といいますか、実務経験を積んでいる間の賃金が減ることによっての生活面での圧迫があるということは考えられます。

○事務局

事務局からですが、保育士の資格がなくて2年なり5年なり得られる実務経験というのは具体的にはどういうことなんですか。

○長畑氏

無資格でも、保育所ではパート的な形で用務的なことで子どもの周辺のことをお手伝いしてもらうことはできるんです。

○事務局

そういう働き方のことですか。

○長畑氏

はい、そういうことも可能です。

ただし、例えば国や都から許可を受けた保育園でやろうと思ったときに、その補助金の部分でなかなかそういうお金が出ないとなれば、そういうポジションはおのずと減って

くるわけで、あるいは民間企業でやろうと思うとそこでもやはりそのポジションは少なくなってしまう。そもそもそういう働き場所が減るといふことにもなります。ただ、可能性としてはなくはありません。

○事務局

ほかに保育所以外でということでは現実にはなくて、要するに保育所でのお手伝いを何年間かしたことがありますかと、そういうことにほぼ等しいわけですね。

○長畑氏

そういうことにほぼなっただけでまいりますし、実際に子どもたちを見ないことには全く違う現場では生かすににくいということにもなっただけでまいります。

○事務局

保育士の方はなかなかかなりにくいということと同時に、特に都会などだったら保育士を雇いにくい、集めにくいという事情があるんでしょうか。そういうときに、保育士を雇いにくいので、集めにくいので、本当だったら事業所内託児所をつくりたい企業がなかなかつくれないとか、そういう事例みたいなものをいただくと、また私どもにとっても勉強になるかと思ったのですが。

もちろん認可保育所とか、そういうものでもいいんですが、人が集まりにくいので実際にそういう子育ての環境が企業内や何かで十分立ち上がりにくいというような事例がいろいろあるとありがたいのですが。

○長畑氏

保育士がいないからということが非常に大きな部分を占めるということは余りないのですが、ただ、私どもが施設運営をしていくに当たって、人材募集に苦労することはありますけれども、企業の側はそれだからつくれないということではないです。

○白石委員

保育士の時給のデータみたいな、今は日本全国で新卒でこれくらい保育士の資格を持った人たちが出てきて、その中で何割が受験して、実際に採用になっているのはどれくらいでとか、不足感、過不足感というのはどんなデータを見ればわかりますか。

○長畑氏

そのデータがなかなか……。

といいますのが、資格を持って大学、短大とかを出しても、その中で4割くらいしか保育の現場に就きたいと思っていないということ、そういった保育科のある大学の先生方がおっしゃいます。

○白石委員

皆、現場に行くと嫌になっちゃうんですね。

○長畑氏

というより、4割の方しかそこにまず新卒で入ろうとしないんです。6割の方は他の一般企業の方に行ってしまう。なぜならば、資格を一旦持ってさえいれば彼らはほかの仕事に就いて、事務の仕事に就いて、やはり違うと思ったら保育士に戻ることができる。しか

し、保育士の仕事を先に新卒でやってしまうと、今度は事務のお仕事に就くときに経験がないので就きにくくなる。

あるいは、今、事務のお仕事の方がお給料がいいんですね。初任給は、民間ですと13万、15万くらいからのスタートになります。事務のお仕事ですと17万とか20万くらいただけるところで、そこから変わってまいりますので、まず事務の仕事に就く。それで、その4割の人しか応募しないにもかかわらず、そこでまた辞めていく方が非常に多いということで、結局資格を持っている中の方でも毎年本当に数割ずつしか残っていかないというような現実になっております。データとしては今は持っておりませんが。

○八田主査

非常に賃金が安いわけで、そこでまた参入を緩くするとますます安くなるわけですね。でも、これだけ保育所が不足していると言われているのに保育士の賃金が安いというのはどうしてなのでしょう。普通だったら、そんなに不足しているんだったらお金を払って自分である程度お金のある人は会社にも保育所をつくって雇えばいいじゃないかと考えるんですが、それが低いままだというのはどういうことなのでしょう。

○長畑氏

公務員としての保育士ですね。公立保育園の保育士は、例えば東京都のある市におきまして1人当たり79万、80万くらいのお給料をもらっているということになります。1,000万円プレイヤーもたくさんいらっしゃるというところなんです。

それに対して公設民営とか、民間がやっているところというのは400万台くらいです。

○八田主査

400、500万というのは結構いいですよ。

○長畑氏

400、500万になればいいんですけども、これは平均で、実際には300万台の方もいます。

○八田主査

この公立の保育士、保育園で働くための参入障壁というのは何なんですか。

○長畑氏

公立保育園は今どんどん減らしている傾向にありますので、そこには入れないし、そこはまた公務員の試験を受けなければいけないという状況があります。

○八田主査

これはどんどん減らしているわけですか。

○長畑氏

減らしています。その部分を民間に広げているというのが現状です。

○八田主査

最終的に400万入れば随分脱落しないで済むんじゃないかと思うけれども、もちろんこの400万の場合にもそれに伴う時間ということがありますね。

○長畑氏

40歳で400万くらいとよく言われているんです。10年、15年働いてとなると、そこまで働けていないケースが多いです。

比較的保育士というのは子どもを思うからその仕事に就いておりますので、御自身が結婚をして子育てをしている間はまた自分の子どもを預けて働こうとはせず、比較的10年くらいブランクを空ける人が多いんです。そして40歳を過ぎた辺りからまた働こうと思うと体力的にもちょっとしんどくて、今度はパートでやろうかなとか、あるいはもう少し短い時間でやりたいなと思ったときにもその職場がなかったりというようなことで、なかなか条件にあう職場を見つけることができない。それであきらめてしまっているのが現状です。

○八田主査

実は、私どもの再チャレンジという観点から、この問題は2つの視点があると思うんです。

先ほどのお母さんたちや中卒や高校を中退した人たちを含めて、給料は安くてもいいから保育士という仕事に就きたいという人たちのために、参入制限の撤廃をしたいというのが1つですね。保育士の仕事をやりたくてしょうがなく、しかもある程度重労働にも耐えられるという人もいるでしょう。それから、そのように自分の子育て経験を生かして、こういうことが楽しいから給料が低くてもいいから、働きたい人が働けないというのはまずいではないかというのが一方にある。

もう一つは、いかなる恥であろうとも、女性がとにかく再チャレンジして働くときに、保育園がないとどうしようもないということで、これを充実させたいという側面から准保育士さんを増やす社会的要請もあります。ただし、通信でもって准保育士のような資格を比較的短期に取れるようにしても、それだけでは准保育士は増えません。准保育士を雇う保育所に保育士を雇った場合と同じように、補助金をきちんと付けることが肝要です。正規の保育士を雇わないと意味がないというのではなくて、准保育士を使ってもちゃんとそれなりに保育所へのリターンがあるとすることによって彼女たち、彼らたちの雇用を促進するという制度にする必要があります。

その結果、恐らく保育士さんたちの給料は多少低くなるでしょう。そういう代償は払わなければならないけれど、相対的に安い賃金でもいいから働きたいというお母さんたちが働けるようになるという大きなメリットがあります。

○白石委員

定員のうち、何割を准保育士として認めるかというところと併せて訴えていかななくてはいけないんじゃないですか。

○八田主査

私が思うに、この間の美容師さんと床屋さんのお話じゃないけれども、うちは絵もかけるし歌も歌えるよということのを売りにして高い額を取るところもあっていいが、お遊戯はさせるがピアノや絵の先生はいないという保育園もあっていい。保育園が何もないよりはるかにいい。いろいろなサービスで競争があってよくて、ミニマムなところはこれだけの条

件を満たしていれば保育園を経営してよいことにすると、保育園は相当数増えるんじゃないかと思うんです。正規の保育士さんも1人か2人は置いておかないといけないかもしれないけれども、基本的にはミニマムな資格を持った人がいて、あとはその割合などについてきちんとした情報公開をするということで対処できるんじゃないかと思います。

○事務局

1点御質問したいんですけれども、いわゆる認可保育所とか企業内託児所あるいは無認可のところとそれぞれで、特に認可とか事業所内のところは厚労省の基準の関係で、保育士の数しか子ども1人あたりは出てきませんけれども、保育士の資格を持っていない人というのは認可とか事業所内とか無認可には大体どれぐらいおられるのでしょうか。そうすると、准保育士という資格をつかったときに、その人たちは正規の保育士を代替する部分と、あとは何の資格も持っていない人を代替する部分と、両方の可能性があると思うんですけれども、現状では資格を持っている人と持ってない人というのはどういうふうな割合なんでしょうか。

○長畑氏

割合的には、有資格者を認可では8割とか入れなければいけないんですね。それで、東京都の認証保育というものが6割になります。事業所内は3割です。

○事務局

それで、無認可は何もないと。

○長畑氏

実は、認可保育所という国が認めたもの以外は、東京都のものも事業所内も無認可と言われてしまうんです。

○事務局

そうですね。認証でも事業所内でもない無認可というのは、一切何の基準もないわけですね。

○長畑氏

はい。特にベビーホテルみたいな形ですね。とはいえ、まったく基準がないわけではなく、認可外保育基準というものはありますが、補助金がでるわけではありません。

○八田主査

全く資格を持っていない人がやっているところもあって、その場合は補助金が一切出ない。

○長畑氏

そうですね。認可と認証は出ますが、無認可の企業内とかは一部、21世紀職業財団から出ますけれども、それ以外からは出ませんので、ベビーホテル等は出ません。

○事務局

受験資格のハードルが高いから下げようというアプローチは、私は個人的にはそのとおりだと思うんですけれども、これを准保育士という資格を新設するところに結び付ける部分がわからないんです。

ちょっと乱暴な言い方をすると、この資格のための専門学校というのは特別な教育を受けているんでしょからともかくとして、短大卒であれば求められない実務経験を中卒、高卒だからといって何で求めるのか。要するに、官が認めたストラクチュアの中を通過してこなかった者は2年間でっち奉公をしろと言っているだけでしょう。

だから、簡便な入り口をつくって新しい資格を設けるということではなくて、単純に実務経験なんて根拠のない要件を課すなという方が、よほど私は話がすっきりしているような気がするんですけども。

○八田主査

それはもう当たり前だと思っていたので説明が脱けてしまいました。これは二本立てだと思えます。保育士資格については、でっち奉公の意味は全くないから、これは削る。そのこととは独立に、別途准保育士というのがあっていいんじゃないか。そういうことかと思ったんです。

というのは、今、試験はピアノとかの実技を伴うわけでしょう。したがって、ピアノができる人は、でっち奉公せずに保育士の受験資格を与える。しかし、普通のお母さんたちが子育てをやったからといって、それはなかなか受けられないですね。したがって、ピアノなどをやらない人に対しても准保育士制度によって道を開けるといふ二本立てなんじゃないか。

○白石委員

この間行った、ある電力関係の会社の認証保育所は、ほとんど若い方たちだったんですけども、きちんと業績評価などをやっていらっしゃって、給与に少しですが反映する。参入障壁は全くなしに、誰でもいいですよ。その代わり、クラスのお母さん方とかの評価をちゃんとしてもらって、主任とか園長先生の査定もして、よければ3年間継続だけでも、だめだったら辞めてくださいと。

短大を出て、ちゃんと最初から資格を持って入ってきた人でもコミュニケーション能力のない人はいっぱいいます。だから、事後評価に変えればいいんじゃないですか。

○八田主査

それは私は大賛成なんですけど、しかし、一定の人数、さっきの栄養だとか児童心理だとかは要るんじゃないですか。そういう意味での最低限有資格者ですね。

○白石委員

それは、一本化して試験制度に変えてしまえばいいんじゃないですか。保育士試験みたいなものを作って、それで60点以上クリアすれば。

20歳の新任の保育士さんが娘の幼稚園の担当だったんですけども、お母さんたち、何でも困ったことがあったら私に相談してくださいねと。何を相談したらいいんだろうと、そういうことを言う人が……。

○八田主査

そうすると、だれでもいいから働いて、その代わりに情報公開をきちんとやることにしてはどうか。例えば、うちは資格がある人はこれだけで、資格のない人はこれだけで、経

験はどれだけというような情報公開をやる。その上で評価もやる。

でも、政府が、有資格者を何人要求するというようなことはする必要はないということですか。

○白石委員

その資格制度によって、本人の努力によって給与も変えていく。

○八田主査

そうすると、それは一種の検定試験ですね。TOEFLとかTOEICみたいな、私にはこういう能力がありますということを示す検定試験であって、別にそれは資格試験ではない。これはかなり大胆な改革です。

○事務局

もう一つ質問させていただきます。先ほどおおよその平均年収を伺ったのですが、全く資格のない人がスタッフとして働く。こういう人は大体時給とか、その辺りはどれくらいなんですか。

○長畑氏

これはほとんどその企業で決めていて、800円から高くて1,100円くらいです。

○八田主査

最低賃金になっているわけではないんですね。

○長畑氏

それにはなっていないんですが、本当にそのぎりぎりラインですね。汗を流して、子どもたちに付いて着替えたりとかして体力も使ってという割にはやはり800円、900円というのは大変かなということがあります。

○八田主査

でも、それでも低い賃金で働きたい人はいるわけですね。

○長畑氏

それもいらっしゃるんですね。学童保育とかにも参加して、やはり子どもに何か触れてあげたい。資格を持っていないので、私どもがやっているビジネスの中に学童保育の放課後クラブの受託も行っていますけれども、資格のない方はそちらに行って皆さん本当に汗を流して子どもたちを見守ってくれているという現実には実際にあります。

○八田主査

伺っていて1つのポイントは、資格を持った人に関連して補助金を与えるというのが変で、預かった子どもの数に応じて補助金を払うことにすべきだと思います。あとはお母さんたちがさっきのような情報公開を見て保育所を選べばそれで済む話だということになりますね。今の補助の在り方が、いろいろと資格の有無で差別をしている。そこが問題だということも言えますね。

○長畑氏

そうですね。

○白石委員

資格の有無は教員免許と同じで、その人の保育の適性に合致しているかどうかということとは絶対言えないですね。

○長畑氏

そうですね。ある程度年数ということで、時間で学ぶこともあるかと思いますが、資格のところでは差があるかというのと、ないことはないですが、給与格差ほどはないかもしれません。

○八田主査

さっき栄養とかおっしゃったけれども、保健とか衛生とか、そういうことはないですか。そういう資格を持っている人はちゃんと優れた知識を持っているというようなことはないですか。

○長畑氏

短大、専門学校で学んだことがどれだけ優れた知識というか、短期間の中でとなると、現実に職場で今まで働いている、あるいは普通に生活して30年、40年生きている人材とどうだろうとなってくると、非常にどちらがとは言いにくいところもございます。

○八田主査

美容師さん、理容師さんのところで衛生知識が要求されるというのとはちょっと違って、もうちょっと日常的なことだからと。

○長畑氏

ただ、やはり子どもに食べ物を口に入れていくことを考えますと、やはりそこは知っておかなければいけない部分はあるかと思います。命に関わってくるところがありますので。

○八田主査

半年未満の課程で習得できる最低限の知識だけは要求してもいいのかもしれませんが、これも。

○長畑氏

そうですね。2年間、4年間かけて学ぶことを、もう少し何か短縮できるものはあるのかなと。全くなく日常生活の中だけの知識でいけるかというのとやはり危険かと思うんですけども、もう少し短くしていくことはできるのではないかと思います。

○八田主査

衛生、食事ということですね。病気についても必要でしょうね。

○長畑氏

はい。病気についても必要かと思います。

○事務局

大上段の議論とは別に極めて現実的な議論として、実務経験というものがなくてもいいよというふうに簡単には多分ならないと思うんです。そうすると、期間を短縮するとか、こういう経験はここに言うところの実務経験にみなしますよという範囲を広げるといような議論は多分、出てくる可能性はあるんですけども、今、学童保育は基本的に保育士ですか。

○長畑氏

学童保育は保育士の資格等々はなくても構いません。

○事務局

例えば、フルタイムがいいのかどうかという議論はまたあるかもしれませんが、学童保育というのはここに言う実務経験に入るんですか。

○長畑氏

これは入らないです。

○事務局

だったら、学童保育も認めてもいいじゃないかということはあるんですか。

○白石委員

これから学童保育というものはなくなっていく。放課後子どもプランに統合されるので、今はあるんですけども。

○長畑氏

今は放課後授業になっています。

○八田主査

ペーパーテストが終わってから、インターンとして働いて一定の期間を過ぎたら資格をもらえるということにしたら、合理的な気がします。これは短大卒であろうが、大学卒であろうが、中学卒であろうが、皆そういう形で一定の期間、経験を積んでくださいということにすればよいと思います。その代わりに、ペーパーテストを受ける段階で経験要件は何も要らないような気がしますけれども。

○事務局

ちなみに、その経験も1日6時間以上で、なおかつ1か月当たり20日以上という要件もあります。だから、ちょっとパートでやるというわけにはいかないんです。本当にフルにきっちりやるということが必要なので。

○八田主査

とにかく来るなという……。

○事務局

そういう感じになっていますね。

○白石委員

児童福祉施設こそ専門知識が要るのに、何も無い人が入ってくるとかえって施設側は迷惑だったりしますね。

○事務局

今、言われた児童福祉施設の中に児童館とか、あとは児童遊園みたいなところが含まれていると思うんですけども、それは民間でやられている学童保育とは別扱いなのですか。

○長畑氏

そうなんです。今、学童館が減って、渋谷区さんなんか全部シフトされていこうとしていますけれども、放課後授業の方に移行されているケースがあります。

○事務局

それからもう一点。さきほどアンケートの御説明をいただいた別紙3で、社員の方とメルマガの購読者の在住地域はわかりますか。全国に割と散らばっていらっしゃるのか、それとも、やはり都市部中心の方が多いのかといったような分布はわかりますか。

○山口氏

これは、比較的人口の分布と同じような割合です。当社は全国に支店がありまして、そこに登録に来た方がメールのサービスも申し込まれていらっしゃいますので、割合的には人口の割合と同じように首都圏が一番多いという考え方です。

○事務局

地方の方も入っている可能性はあるということですか。

○山口氏

そうですね。

○八田主査

ほかにございませんか。

まず、お母さんたちのためには、最低限の知識を要求するような准看護師のような資格を作ればいい。次に、本格的な保育士になるためには、今の受験資格としての経験要件というのは外してしまう。最後に、保育士になるには、ペーパーテストのあと、学歴に関係なく一定期間のインターンを義務付けるべきである。このように要約できるのではないのでしょうか。

○長畑氏

はい。

○八田主査

あとは御質問はございますか。

どうもお忙しいところ、有益なお話を伺わせていただきましてありがとうございました。また今後ともいろいろ伺うことはあるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

以 上